

第 59 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議  
核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する  
A/C.1/59/L.22、2004 年 10 月 13 日

**提出決議案：**ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン。

総会は、

2003 年 12 月 8 日の決議 58/51 を想起し、来たる 2005 年に開催される核不拡散条約締約国による再検討会議を念頭に置き、

核兵器使用の可能性が人類に対する脅威になっていることに加え、核軍縮に向けた拘束力のある義務と、合意済みの措置が全く履行されていないことを憂慮し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

また、核不拡散条約第 6 条にしたがい、核兵器国が自国の核兵器を完全に廃絶し、核軍縮に結びつけて行くことを明確に約束したことを想起し、軍縮過程の最終目標は、厳格かつ実効ある国際管理の下での全般的かつ完全なる軍縮であることに留意し、

1. 全ての国に対し、核軍縮と不拡散に関して行なった誓約を守り、核軍縮や不拡散に悪影響を与えたり、新たな核軍備競争を刺激したりする一切の行動を差し控えるよう要求する。
2. 全ての国に対し、核不拡散条約へのすべての国の加盟を達成し、また、包括的核実験禁止条約の早期発効を実現するために努力を惜しまないよう要求する。
3. 全ての核不拡散条約締約国に対し、2000 年の再検討会議で合意した、核軍縮を成し遂げるための体系的かつ前進的な努力を行なう実際的措置の履行を加速するよう要求する。
4. 核兵器国に対して、自国の安全保障政策における、核兵器の役割を縮小させるとの誓約に従い、非戦略核兵器を削減するとともに新型核兵器を開発しないようさらなる措置をとることを要求する。

5.ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネータの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用及びその他の核爆発装置用核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約のための交渉を、核軍縮及び核不拡散という両方の目的を考慮して再開することを通して、また全ての核兵器国がもはや、軍事的に不要になった核分裂物質を国際的検証の下に置く制度を完成させ履行することを通して、核軍縮並びに核不拡散のための努力を緊急に強化することに合意する。

6.CDに、核軍縮を扱う適切な下部機関を設置することを要求する。

7.全ての核軍縮措置において、不可逆性、透明性の原則が重要であり、より適切で効果的な検証能力を発展させる必要があることを強調する。

8.第60回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本決議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

(訳:田辺俊明/ピースデポ)